

I 農林業経営体の部

解 説

この部には、「2015年農林業センサス（「農林業経営体調査」）による農林業経営体に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、平成27年を調査年とする農林業構造統計を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に実施した。

(2) 調査の時期

平成27年2月1日現在

(3) 調査の方法

「農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員－調査対象」の実施系統で行い、調査員が調査対象に調査票を配付・回収する自計申告調査の方法で実施した。

2 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30a以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の規模以上の農業

(ア) 露地野菜作付面積	15 a
(イ) 施設野菜栽培面積	350 m ²
(ウ) 果樹栽培面積	10 a
(エ) 露地花き栽培面積	10 a
(オ) 施設花き栽培面積	250 m ²
(カ) 榨乳牛飼養頭数	1 頭
(キ) 肥育牛飼養頭数	1 頭
(ク) 豚飼養頭数	15 頭
(ケ) 採卵鶏飼養羽数	150 羽
(コ) ブロイラ一年間出荷羽数	1,000 羽
(サ) その他 調査期日前1年間における	

農業生産物の総販売額50万円
に相当する事業の規模

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」若しくは「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）。

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）。

(2) 農業経営体

農林業経営体のうち、ア、イ又はエのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(3) 林業経営体

農林業経営体のうち、ウ又はオのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

(4) 家族経営体

1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。

なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。

(5) 組織経営体

世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。

(6) 単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

(7) 単一経営経営体以外

準单一複合経営経営体（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。）及び複合経営経営体（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。）を合わせた経営体とした。

(8) 経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、畑及び樹園地）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自家地）と他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。

経営耕地=所有地－貸付耕地－耕作放棄地+借入耕地
ア 借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

イ 貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

ウ 耕作放棄地

以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。

(9) 農家

調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。

なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。

(10) 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

(11) 自給的農家

経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

(12) 土地持ち非農家

農家以外で耕地及び耕作放棄地を合計で5a以上所有している世帯をいう。

(13) 主副業別分類（販売農家）

ア 主業農家

農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

イ 準主業農家

農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

ウ 副業的農家

調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

(14) 専兼業別分類（販売農家）

ア 専業農家

世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

イ 兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

ウ 第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

エ 第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

オ 生産年齢人口

15～64歳の者の人口をいう。

(15) 農業労働力（販売農家）

ア 世帯員

原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のため、よそに住んでいる子弟は除く。

また、住み込みの雇人も除く。

イ 農業従事者

15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

ウ 農業就業人口

農業従事者のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口をいう。

エ 基幹的農業従事者数

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

オ 農業専従者

農業従事者（自営農業に従事した世帯員）のうち、調査期日前1年間に自営農

業に150日以上従事した者をいう。

(16) 保有山林

ア 所有山林

実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。

また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永続的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

イ 貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分収するもの）させている山林をいう。

ウ 借入山林

単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。

また、共有林のうち割り替えされる割地があれば、それも含めた。

保有山林 = 所有山林 - 貸付山林 + 借入山林

(17) 素材生産量

素材とは丸太のことをさし、原木ともいいう。

丸太の体積を表し、一般的には立方メートル (m^3) の単位で表示する。

なお、立木買いによる素材生産量を含む。

この部についての照会先

統計部 経営・構造統計課

電話 (076) 263-2161 内線3632

直通 (076) 232-4894

3 利用上の注意

2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に農業経営又は林業経営を行い、そのそれぞれの経営が「農林業経営体」に該当する場合、それを別の農林業経営体として調査を実施していた（複数の経営を有する世帯数は、2005年で290世帯、2010年で269世帯）が、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、同一世帯内で複数の経営を有する場合であっても、当該世帯を1つの農林業経営体として調査を実施するよう変更した。